

平成26年度第5回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成26年11月25日(火) 午後1時50分～午後2時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室4

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

(2) 事務局

書記長 安藤光男

書記 牛田彰和 林真吾 佐々聖尚

4 議題

第47回衆議院議員総選挙について

5 会議資料

議案第11号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第12号 選挙人名簿の縦覧の場所を定めること

議案第13号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第14号 開票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第15号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第16号 期日前投票所を定めること

議案第17号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるため
に行うくじの日時、場所を定めること

議案第18号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

議案第19号 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲
示する場所を定めること

議案第20号 投票所を定めること

議案第21号 開票の場所及び日時を定めること

議案第22号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

6 議事内容

書 記： ただ今より平成２６年度第５回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

初めに、委員長からごあいさつをいただきます。委員長よろしく願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本日の委員会の議題は、１２月１４日に執行されます第４７回衆議院議員総選挙についての議案でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

書 記： ありがとうございます。議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議案は１２件です。全て衆議院議員総選挙の関連ですので、事務局に一括して説明を求めます。

事務局： それでは、議案第１１号から順にご説明いたします。

議案第１１号。ポスター掲示場を設置する場所を定めること。平成２６年１２月１４日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第１４４条の２第１項の規定によるポスター掲示場を定める必要がありますので、別紙のように定めてよろしいでしょうか。

なお、区画数は８区画とする旨、県から通知がきております。一覧表と場所については、添付してあります資料のとおりです。

議案第１２号。選挙人名簿の縦覧の場所を定めること。公職選挙法第２３条の規定に基づき、平成２６年１２月１日に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧する場所を定めるものです。縦覧日は１日間です。

なお、同法第３０条の７の規定に基づき、在外選挙人名簿の縦覧についても同じ内容となります。

議案第１３号。投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第３７条及び同法施行令第２４条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第１４号。開票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第６１条及び同法施行令第６７条の規定に基づき、開票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第１５号。期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第４８条の２第２項及び同法施行令第４９条の７の規定に基づき、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第１６号。期日前投票所を定めること。公職選挙法第４８条の２第３項

の規定に基づき、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

なお、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所も同じ場所になります。

議案第17号。投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること。公職選挙法第175条第3項の規定に基づき、小選挙区選出候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日はくじ引きを行うため、委員長におかれましては、役場2階の会議室1にお越しいただきますようお願いいたします。

議案第18号。不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること。公職選挙法施行令第53条の規定に基づき、不在者投票の告示日前の発送の日を記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第19号。最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所を定めること。最高裁判所裁判官国民審査法第52条に基づき、最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所を記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第20号。投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定に基づき、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第21号。開票の場所及び日時を定めること。公職選挙法第63条及び第64条の規定に基づき、開票所の場所及び日時を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

議案第22号。開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること。公職選挙法第62条の規定に基づき、開票立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、10人以内であれば実施いたしません。議案の説明については、以上です。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

(質疑なし)

議案第11号から議案第22号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、なにかありましたら、お願いします。

事務局： 12月2日の火曜日午後6時には、候補者氏名の掲載順序を決めるくじ引きを行いますので、委員長におかれましては、午後6時までに2階会議室1にお越しいただきますようお願いいたします。

12月12日の金曜日に行います投票所の点検につきましては、当日午後3

時30分頃、役場2階の会議室に集合していただき、各投票所へ確認に参ります。選挙啓発につきましては、12月10日の水曜日、11日の木曜日の2日間、午後3時頃から明るい選挙推進協議会の委員の方々に3名ずつ啓発活動を行っていただきます。

最後に、次回の選挙管理委員会につきましては、12月2日の火曜日に定時登録と平成27年2月1日執行予定の愛知県知事選挙についてご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

委員長： 以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成26年度第5回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成26年11月25日

委員長	水	野	春	巳
委員	坪	井	清	夫
委員	東	海	林	宗
委員	安	藤	保	信